

Ⅶ 教職課程について

■ 1. 教職課程

教職課程とは、教育職員免許法に基づく教員免許を取得して、教員となる資格を得るための課程です。本学では、教員免許状取得のための科目を開設しているため、教育職員免許法（第5条別表第1）に定められた基礎資格（学士）に加えて、次の要件を満たし、所定の手続きを行うことによって、中学校教諭一種免許状（美術）・高等学校教諭一種免許状（美術）を取得できます。

■ 2. 基礎資格及び取得が必要な単位

		免許状の種類	
		中学校	高等学校
		一種	一種
基礎資格		学士の学位を有すること	学士の学位を有すること
最低取得単位数	教職に関する科目 ※1	31 (20)	23 (16)
	教科に関する科目	20	20
	教科又は教職に関する科目 ※2	8	16
	教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	8	8

※1

() 内数字は教育職員免許法第5条別表第1備考第9号により、教科に関する科目をあてることにより () 内単位数で教職に関する科目取得が可能となります。

※2

「教科又は教職に関する科目」には、「教職に関する科目」「教科に関する科目」の最低取得単位数を超えて取得した単位も含まれます。

■ 3. 教職課程履修手続き

本学所定の「履修登録」により、当該課程を修得するために必要な授業科目を履修登録締切日までに行ってください。1年次より計画的に履修することをおすすめします。2年次までに履修を開始しない場合、卒業時に免許状を取得することが難しくなる場合があります。

Ⅶ 教職課程について

■ 4. 本学で開設している科目

(1) 教職に関する科目

(中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状)

教育職員免許法施行規則に定める科目		最低取得 単位数	授業科目名	配当年次	単位数	履修方法
教職の意義等 に関する科目	教職の意義及び教員の役割	2	教職入門	1・2	2	必修
	教員の職務内容（研修、 サービス及び身分保障等を含む。）					
	進路選択に資する各種の 機会の提供等					
教育の基礎理 論に関する科 目	教育の理念並びに教育に 関する歴史及び思想	中 6 (5) ・ 高 6 (4)	教育学概論	1・2	2	必修（教育哲 学のみ選択） 教育学概論、教 育哲学、教育心 理学は共通科目 として、卒業単 位に含まれます。
	幼児、児童及び生徒の心 身の発達及び学習の過程 （障害のある幼児、児童 及び生徒の心身の発達及 び学習の過程を含む。）		教育心理学	3・4	2	
	教育に関する社会的、制 度的又は経営的事項		教育制度論	1・2	2	
教育課程及び 指導法に関す る科目	各教科の指導法	中 12 (6) ・ 高 6 (4)	美術教育論	3・4	2	必修 美術教育論は共 通科目として、 卒業単位に含ま れます。
			美術科教育法Ⅰ	3	4	必修
			美術科教育法Ⅱ	4	2	高校必修
	教育の方法及び技術（情 報機器及び教材の活用を 含む。）		教育方法論	3	2	必修
	道徳の指導法		道徳教育の研究	3	2	中学必修
	教育課程の意義及び編成 の方法		特別活動の指導法	3	2	必修
	特別活動の指導法					
生徒指導、教 育相談及び進 路指導等に関 する科目	生徒指導の理論及び方法	中 4 (2) ・ 高 4 (2)	生徒・進路指導の研究	3	2	必修
	進路指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリング に関する基礎的な知識 を含む。）の理論及び方 法		教育相談	3	2	必修
教育実習		中 5 (3) ・ 高 3 (2)	教育実習の研究	4	1	必修
			教育実習Ⅰ	4	2	必修
			教育実習Ⅱ	4	2	中学必修
教職実践演習		2	教職実践演習（中等）	4	2	必修

(2) 教科に関する科目

(中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状)

は高校一種では該当しないもの。

最低取得単位数	教育職員免許法施行規則に定める科目		絵画領域		工芸領域		ビジュアルデザイン領域		
	授業科目名	単位	授業科目名	単位	授業科目名	単位	授業科目名	単位	
2	絵画 (映像メディア表現を含む。)	造形表現 (描画A)	2	絵画	2	造形表現 (描画A)	2	絵画	2
		造形表現 (描画B)	2	造形表現 (描画B)	2	造形表現 (描画A)	2	造形表現 (描画A)	2
		絵画基礎 I	2	造形表現 (描画B)	2	造形表現 (描画B)	2	造形表現 (描画B)	2
		小計	6	美術リテラシー (描画)	2	美術リテラシー (描画)	2	美術リテラシー (描画)	2
	彫刻	造形表現 (彫刻A)	2	小計	8	造形表現 (彫刻A)	2	造形表現 (彫刻A)	2
		造形表現 (彫刻B)	2	造形表現 (彫刻A)	2	造形表現 (彫刻B)	2	造形表現 (彫刻B)	2
		美術リテラシー (彫刻)	2	造形表現 (彫刻B)	2	美術リテラシー (彫刻)	2	造形表現 (彫刻B)	2
		小計	6	立体造形基礎	2	小計	8	小計	8
	デザイン (映像メディア表現を含む。)	ビジュアルデザイン	2	ビジュアルデザイン	2	ビジュアルデザイン	2	造形表現 (デザインA)	2
		造形表現 (デザインA)	2	造形表現 (デザインA)	2	造形表現 (デザインA)	2	造形表現 (デザインB)	2
造形表現 (デザインB)		2	造形表現 (デザインB)	2	造形表現 (デザインB)	2	造形表現 (デザインB)	2	
美術リテラシー (デザイン)		2	美術リテラシー (デザイン)	2	美術リテラシー (デザイン)	2	ビジュアルデザイン基礎 I (共通課題)	2	
2	小計	8	小計	8	小計	8	ビジュアルデザイン基礎 II (共通課題)	3	
	小計	8	小計	8	小計	8	小計	9	
	工芸	2	造形表現 (工芸A)	2	造形表現 (工芸A)	2	工芸	2	
	造形表現 (工芸B)	2	造形表現 (工芸B)	2	造形表現 (工芸B)	2	造形表現 (工芸A)	2	
2	造形表現 (工芸A)	2	素材表現基礎	2	平面表現基礎	2	造形表現 (工芸B)	2	
	造形表現 (工芸B)	2	小計	8	小計	8	造形表現 (工芸B)	2	
	美術リテラシー (工芸)	2	小計	8	小計	8	小計	6	
	小計	8	小計	8	小計	8	小計	6	
各科目 1 単 位以上 計 20 単位	美術理論及び美術史 (鑑賞並びに日本の伝統美術及びア ジアの美術を含む。)	(授業科目名)		(単位)		これら16科目32単位のうち、計 18単位以上となるよう選択すること (下線を引いた必修6科目12単位を 含む)。			
		美学概論	2	美学概論	2				
		色彩概論	2	色彩概論	2				
		造形美術論 I	2	造形美術論 I	2				
		造形図法	2	造形図法	2				
		構図論	2	構図論	2				
		美術表現論	2	美術表現論	2				
		現代美術論	2	現代美術論	2				
		デザイン概論	2	デザイン概論	2				
		映像論	2	映像論	2				
		工芸論	2	工芸論	2				
		西洋美術史 I	2	西洋美術史 I	2				
		西洋美術史 II	2	西洋美術史 II	2				
		日本美術史 I	2	日本美術史 I	2				
		日本美術史 II	2	日本美術史 II	2				
		東洋美術史	2	東洋美術史	2				
小計	32	小計	32						

Ⅶ 教職課程について

(3) 教科又は教職に関する科目

(中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状)

「教科又は教職に関する科目」には、以下の科目の他に、「教職に関する科目」「教科に関する科目」の最低取得単位数を超えて取得した単位も含まれます。

授業科目名	単位数	履修方法
教養演習	2	選択
キャリアデザイン講座	2	
ボランティア講座 ※1	2	

※1

介護等体験に該当する科目のため、中学校教諭一種免許状取得希望者は、原則履修してください。

(4) 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目

教育職員免許法施行規則に定める科目	最低取得単位数	授業科目名	単位数	履修方法
日本国憲法	2	日本国憲法	2	必修
体育	2	体育	2	必修
外国語コミュニケーション	2	英語 I	2	2 単位選択必修
		フランス語 I	2	
情報機器の操作	2	情報処理概論	2	2 単位選択必修
		コンピュータリテラシー	2	

■ 5. 介護等体験

(1) 介護等体験とは

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（介護等体験特例法）」により、小学校・中学校の教諭の免許を取得するにあたり、社会福祉施設で5日間、特別支援学校で2日間、計7日間の介護等体験が義務づけられています。

(2) 対象者

中学校教諭一種免許状取得希望者。

(3) 本学で開設している科目

「ボランティア講座」(配当年次2・3年 2単位)を開設しており、卒業単位として含まれます。中学校教諭一種免許状取得希望者は、原則「ボランティア講座」を履修してください。

(4) 介護等体験証明書

体験終了時に、体験先社会福祉施設、特別支援学校が発行します。原則として再発行されません。なお、証明書は教員免許状申請時にも使用するため、各自大切に取り扱い、保管してください。

■ 6. 教育実習

教育実習の履修には、3年次の4月末日までに「教育実習願」を提出してください。後日、当該願をもとに希望者に対して選考を行います。その際、次のいずれかに該当する学生には実習を許可しないことがあるため、注意してください。

- (1) 3年次までの履修科目中に再履修科目のある学生
- (2) 3年次までに履修する教職科目の成績が不良の学生
- (3) 欠席の多い学生
- (4) 教員採用試験（含私学）を受験する意思のない学生

■ 7. 教育免許状申請

教員免許状は都道府県教育委員会が発行します。教員免許状申請は、「一括申請」と「個人申請」の2つの方法があります。

(1) 一括申請

神奈川県教育委員会が定める事務手続きに従って、本学から神奈川県教育委員会に対して申請する方法です。この一括申請による免許状は神奈川県教育委員会より発行され、卒業と同時に授与されます。申請年度3月に卒業見込で、かつ教育職員免許法に定める所要資格を取得する見込の学生が対象となります。

(2) 個人申請

卒業後に各個人が、住民票のある都道府県の教育委員会に申請する方法です。申請から授与までに1～2ヶ月程かかります。教育委員会によって、必要書類や申請時期が異なるため、詳細は申請予定の都道府県の教育委員会のホームページを参照するなどして、直接確認してください。

Ⅶ 教職課程について

■ 8. 卒業後の教員免許状取得方法

(1) 教員免許状関連科目の履修方法

教育職員免許法認定通信教育によるか、科目等履修生になる、他大学へ正規生として入学するなどして、必要科目を履修する方法があります。本学にも科目等履修生制度があるので、希望者は学務課へ問い合わせてください。

(2) 本学への科目等履修生出願方法

「科目等履修生案内」をあらかじめ入手し、出願してください。1～2月頃詳細を決定し、ホームページ等で広報します。

(3) 在籍中に取得した単位の確認方法

「学力に関する証明書」により、教員免許状関連科目の単位修得状況が確認できます。証明書は、免許状の学校種別毎に1枚です。学務課あて、発行を請求してください。

「学力に関する証明書」の見方や、免許取得に不足している内容の確認、履修相談等の希望者は、「学力に関する証明書」を入手のうえ、入学等を希望する大学へ問い合わせてください。本学を希望する場合は、学務課へ問い合わせてください。

■ 9. 諸費用

教員免許状取得に必要な費用の納入方法・支払時期は学内掲示またはガイダンスにて連絡するので、遅滞なく納入してください。一度納入された費用は、原則として返還できません。なお、金額が変更となる場合がありますので注意してください。

- | | |
|----------------|--------------------------------|
| (1) 教職課程費 | 50,000 円 |
| (2) 教員免許状一括申請費 | 3,500 円（免許状1枚毎。証明書発行手数料200円含む） |
| (3) 介護等体験費 | 10,000 円 |